資料—1

尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会規約(改訂案)

1. 尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会規約(改訂案)

平成 25 年 9 月 13 日

尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会事務局

尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会 規約(改定案)

(名 称)

第1条 本会は、「尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会」(以下「委員会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、尾原ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「尾原ダム水源地域ビジョン」(以下「水源地域ビジョン」という。)を策定することを目的とする。

(組織等)

- 第3条 委員会の委員は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。
 - 2 委員は、別表に掲げるとおりとする。
 - 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
 - 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
 - 5 委員会の任期は水源地域ビジョンが策定されるまでの期間とする。
 - 6 委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

(議事)

- 第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。
 - 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、代理出席を認めるものとする。

(公開)

- 第5条 委員会の会議については、原則として公開とする。
 - 2 委員会に提出された資料については、原則として公開とする。
 - 3 但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

- 第6条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。
 - 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の遂行に必要な一切の事務を行う。

(規約の効力)

第7条 本規約は、水源地域ビジョンの策定の完了に伴い、その効力を失う。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附則

本規約は、平成24年9月20日から施行する。

■別表 尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会 委員

(敬称略)

所 属 等	氏 名	備考
島根大学 教育学部 准教授	作野広和	
温泉地区地域自主組織「ダム湖の郷」会長	勝部博	
NP0法人奥出雲布勢の郷 会長	なか ばやし ひで きょ 中 林 英清	
雲南市市長	速水雄一	委員長
奥出雲町 町長	いのうえ から ひる 井 上 勝 博	
島根県 土木部 斐伊川神戸川対策課長	***	
島根県雲南県土整備事務所長	稽 缶 宏 弘*1 篇 苯 孝 志*2	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長	たち けん いち ろう 舘 健 一 郎	

※1:平成24年9月~平成25年3月、**※**2:平成25年4月~平成25年9月